

東日本旅客鉄道株式会社

常務執行役員 新幹線統括本部長 川合 正敏 殿

J R 東日本輸送サービス労働組合

中央執行委員長 佐々木 宏充

東京駅新幹線ホーム下乗務員乗り継ぎ詰所の設置を求める再申し入れ

2021年3月13日に、東京新幹線運輸区が発足されます。先日開催したJTSU-E申第18号ならびに申19号交渉において、会社は「東京新幹線運輸区を発足するにあたり輸送サービススタッフに相応しい開かれた環境の整備を実現していくための整備を行ってきた。よって、東京駅ホーム下の乗務員乗り継ぎ詰所を全て廃止し、新設される東京新幹線運輸区にて次の乗務等に備えることとする。なお、現行の乗務員乗り継ぎ詰所は、事業活用やグループ会社での使用の検討を行っている」と繰り返しの回答を行いました。

これまで新幹線乗務員が、行先地時間として設けられている限られた時間の中で食事をとり、かつ次の乗務に備えるための休息をとる場所として使用してきた現行の乗務員乗り継ぎ詰所を一方的に全て廃止することは、断じて許されません。なぜならば、乗務員勤務制度に則った極めて制限のある行先地時間の中で、東京新幹線運輸区に往復25分もの時間をかけて行き来することなど到底できるものではありません。さらに、輸送混乱時における列車運行の状況確認など乗務に備える体制はどのように行うのか、また、新幹線担当区所8区所の乗務員が集う際の利用方法や、時間僅少の乗り継ぎ時間の中どこで待機をしていけばよいのかなど、具体的な想定が行われているとは思えないからです。このような乗務員の視点で考えず、また東京駅の利用者動向などの現場現実と大きく乖離した机上の論理で物事を進めていることに憤りを禁じ得ません。

この間の労使交渉において会社は、乗務員勤務制度に則り、働きやすい環境の整備に向けて、現場実態に即して可能な限り調整していくことを回答してきましたが、今回の全ての乗務員乗り継ぎ詰所の廃止という提案内容は、これまでの労使の議論経過と確認事項を反故にするものであり到底看過することはできません。異常時対応を含め安全で安定した新幹線輸送とサービスを確保するためには、乗務員乗り継ぎ詰所の設置は必要不可欠です。安全・安定輸送を前提として、利便性とお客様へのサービス向上に繋げるとともに、組合員の働きがい創出し、「鉄道安全」と「労働安全」の実現を図っていかねばならないと考えています。

したがって、以下の通り申し入れますので、労使間協約の信義誠実の原則に準じた会社の真摯な回答と建設的な議論を要請します。

記

1. 東京駅新幹線ホーム下に乗務員乗り継ぎ詰所を設置すること。なお、次の乗務に向けた準備及び行先地における食事等、新幹線乗務員が有意義に活用できる環境を整備すること。

以 上